

新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 27 日

新潟市長 中原 ハー

新潟市条例第 56 号

新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

新潟市職員退職手当支給条例（昭和 28 年新潟市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

附則第 24 項中「俸給月額の変更」の次に「（附則第 30 項において「俸給月額 7 割措置」という。）」を加える。

附則に次の 1 項を加える。

30 当分の間、俸給月額 7 割措置の適用を受ける者で、その者の基礎在職期間のうち俸給月額 7 割措置によりその者の俸給月額が減額された日（以下「7 割措置減額日」という。）前において第 4 条の 3 第 1 項の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある者に対する退職手当の基本額は、当該理由が生じた日（以下「特別特定減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特別特定減額前俸給月額」という。）が 7 割措置減額日の前日におけるその者の俸給月額（給与条例附則第 37 項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員にあつては人事委員会で定める額。以下「7 割措置前俸給月額」という。）よりも多く、かつ 7 割措置前俸給月額が退職日俸給月額より多いときは、第 4 条の 3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前俸給月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前俸給月額を基礎として、第 3 条から第 4 条の 2 までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 7 割措置前俸給月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を

乗じて得た額

ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職した  
ものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前俸給月額を基礎とし  
て、第3条から第4条の2までの規定により計算した額であるものとした場合にお  
ける当該退職手当の基本額の7割措置前俸給月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前俸給月額に対する割合

(3) 退職日俸給月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じ  
て得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第4条の2までの規定により計算  
した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対  
する割合

イ 前号に掲げる額の7割措置前俸給月額に対する割合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。